

事業者向けの主な支援

令和3年5月6日時点

給付	緊急事態宣言再発に伴う飲食店の営業時間短縮や外出自粛等の影響を受けた事業者を支援	一時支援金	令和3年1～3月のいずれかの月の売上が前年又は前々年同期比50%以上減少した事業者に支援金を給付します。 上限額：法人60万円、個人30万円	一時支援金事業事務局相談窓口 ☎0120-211-240 ☎03-6629-0479	
		福岡県中小企業者等一時支援金	令和3年1～3月のいずれかの月の売上が前年又は前々年同期比30%以上50%未満減少した事業者(政令市を除く)に支援金を給付します。 上限額：法人15万円、個人10万円	福岡県中小企業者等一時支援金コールセンター ☎0120-123-071 ☎0570-012-371	
給付	県の要請に応じて営業時間短縮を行った飲食店などを支援 ※要請期間が短縮された場合は、短縮後の要請期間の最終日まで	福岡県感染拡大防止協力金	第5期 対象区域： ①福岡市、②久留米市 要請期間： ①令和3年4月22日～5月5日 ②令和3年4月25日～5月5日 申請受付期間： 令和3年5月20日～6月19日	①福岡市：売上高に応じて2.5～7.5万円/日(最大14日間) ②久留米市：売上高に応じて2.5～7.5万円/日(最大11日間) ※大企業は、売上高減少額に応じ最大20万円/日	「福岡県感染拡大防止協力金」に関する相談コールセンター ☎0120-567-918
			第6期 対象区域： ①福岡市、②久留米市、③その他市町村 要請期間： 令和3年5月6日～5月19日 申請受付期間： 令和3年5月20日～6月19日	①福岡市、②久留米市：売上高に応じて3～10万円/日(最大14日間) ③その他市町村：売上高に応じて2.5～7.5万円/日(最大14日間) ※大企業は、売上高減少額に応じ最大20万円/日	
補助・助成	一時休業などにより、休業手当などを支給する場合	雇用調整助成金	一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。 助成率 中小企業4/5(解雇などしなかった場合10/10)など ※1人当たり日額15,000円が上限	福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 ☎092-402-0537 または 北九州雇用調整助成金臨時窓口 ☎093-616-0860	
	デリバリーやオンラインレッスンの導入などに新たに取り組みたい	経営革新実行支援補助金	経営革新計画を策定し、新たな取り組みにチャレンジする事業者に補助金を支給します。 補助率 3/4(上限額50万円)	福岡県 新事業支援課 ☎092-643-3449	
貸付	資金繰りのため融資を受けたい ※融資対象者には、一定の要件があります。	緊急経済対策資金	融資利率1.3%・保証料ゼロ 融資限度額 1億円 融資期間 10年以内 据置期間 2年以内	福岡県 フリーダイヤル 経営相談窓口 ☎0120-567-179	
		政府系金融機関による融資	3年間実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505	
猶予	納税が難しい	納税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税ができない場合は、原則として1年以内の期限に限り、納税を猶予する制度があります。	国税：各税務署 県税：各県税事務所 市町村税：各市町村	